

第1階層	生活保護を受けている世帯
第2階層	町民税が非課税世帯
第3階層	町民税の所得割課税額が非課税世帯
第4階層	町民税の所得割が34,500円にA、Bを加えた額以下の世帯 A 16歳未満の扶養者親族の数×21,300円 B 16歳以上19歳未満の扶養者親族の数×11,100円
第5階層	町民税の所得割が171,600円にC、Dを加えた額以下の世帯 C 16歳未満の扶養者親族の数×19,800円 D 16歳以上19歳未満の扶養者親族の数×7,200円
階層外	町民税が上記第5階層を超える世帯

**[早見表]** ※19歳未満の扶養親族が5人を超える世帯につきましては上記計算式にて基準額を算出してください

19歳未満の扶養親族			新基準（町民税所得割額）		
合計	16歳未満	16歳以上 19歳未満	第4階層	第5階層	階層外
0人	0人	0人	34,500 以下	171,600 以下	171,601 以上
1人	1人	0人	55,800 以下	191,400 以下	191,401 以上
2人	1人	1人	66,900 以下	198,600 以下	198,601 以上
	2人	0人	77,100 以下	211,200 以下	211,201 以上
3人	1人	2人	78,000 以下	205,800 以下	205,801 以上
	2人	1人	88,200 以下	218,400 以下	218,401 以上
	3人	0人	98,400 以下	231,000 以下	231,001 以上
4人	1人	3人	89,100 以下	213,000 以下	213,001 以上
	2人	2人	99,300 以下	225,600 以下	225,601 以上
	3人	1人	109,500 以下	238,200 以下	238,201 以上
	4人	0人	119,700 以下	250,800 以下	250,801 以上